平成２１年（フ）第１９５８号
京都府八幡市男山泉11番地17
債務者　永田由美子
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１９７２号
京都市伏見区羽束師菱川町555番地の49
債務者　武元　　円
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第４３１号
兵庫県姫路市八代721番地正鍛荘102
債務者　是常　昌浩
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第８１１号
兵庫県赤穂市南野中290番地の１　ベリーハイツＣ―101
債務者　今井　　保
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第５９６号
奈良県大和郡山市今国府町111番地３　今国府パンション18号
債務者　前所智津子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第１８０１号
広島市西区高須台５丁目14番16―202号
債務者　小池　正和
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８０８号
広島市中区江波本町１番５号、住民票上の住所広島市中区江波西１丁目26番22―201号
債務者　村田ひとみ（旧姓浜中）
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８８７号
広島市佐伯区五日市町大字下河内32番地の12
債務者　久光　和子（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９４１号
広島市佐伯区新宮苑６番13―103号
債務者　山平　満興
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９７５号
広島市南区宇品神田２丁目13番12号
債務者　大掛　健三
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９７６号
広島市南区宇品神田２丁目13番12号
債務者　ビューティサロン白樺こと　大掛スミエ
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第６９４号
愛媛県松山市衣山２丁目６番50号　グレイス衣山東503号
債務者　上瀧　裕二
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第８０６号
鹿児島県熊毛郡南種子町中之上1794番地48
債務者　有留　協徳
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第３８６号
佐賀県佐賀市高木瀬西３丁目３番31号
債務者　志波香奈美
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４３５号
佐賀県小城市芦刈町下古賀594番地
債務者　岩松　隆幸
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４３９号
佐賀県佐賀市多布施３丁目７番21号
債務者　加藤　康志
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４５１号
佐賀県小城市小城町170番地６
債務者　田中　正弘
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４５９号
佐賀県佐賀市朝日町６番19号
債務者　橋口　浩敏
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係